

施設カルテ

令和 5 年度

番 号	(2)-5	名 称	本町地区北コミュニティセンター	分 類	文化系施設
-----	-------	-----	-----------------	-----	-------

【施設概要】

所 在 地	下前田104番地6										
所 管 課	まちづくり防災課										
設置根拠法令	おいらせ町コミュニティセンター条例										
管理運営形態	直営		指定管理者名		—						
土 地	所有形態		町	敷地面積		1,260 m ²					
建 物	所有形態		町	延床面積		379 m ²					
	築 年 月		S 56 年 3 月		1981 年						
	法定耐用年数		47 年		経過年数		42 年				
	構造		鉄筋コンクリート造								
	地上		1 階	避難所指定		指定なし		アスベスト対応		非対応	
	地下		— 階	P C B対応		無し		バリアフリー対応		非対応	
	収容人員		90 人		貸出可能単位数				単位		

【利用状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)	937	1,112	175	930	746
年間開館日数(日)	87	86	7	60	32
利用単位数(単位)					
開館日あたり平均利用人数(人/日)	11	13	25	16	23
稼働率(%)					

【経費状況】

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収 入	施設使用料・手数料	0	0	0	0
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0
支 出	光熱水費	129	131	106	111
	修繕費	0	0	0	209
	委託料	40	35	32	15
	指定管理料	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合計	169	166	138	340
収 支	△ 169	△ 166	△ 138	△ 127	△ 340

【コスト状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり(円/人)	180	149	789	137	456
床面積あたり(円/m ²)	446	438	364	335	897
開館日あたり(円/日)	1,943	1,930	19,714	2,117	10,625
人口あたり(円/人)	7	7	5	5	13

【施設の状態】

屋根 屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチ コンセント	分電盤 受変電盤	外構
B	C	B	B	A	A	B	A	A	A	B

劣化状況の概要

外壁の劣化損傷や錆び、内装のひび割れ、換気不良等劣化が進行しており一部経過観察が必要である。
修繕履歴、「おいらせ町公共建築物点検・診断マニュアル」による定期点検結果及び建築基準法第12条に基づく定期点検のほか、各法定点検結果を勘案し評価した。

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適格の状態。

良好
劣化

【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合

良好
劣化

【施設管理の基本的な方針】

役 割 機 能 重要性	当施設は、地域住民の連帯感と自治意識の高揚を図りながら、コミュニティ活動を助長するために設置した施設である。 管理及び主に利用している六丁目町内会は、地域住民の親睦と福祉増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災に努め、明るく住みよい地域づくりを行っており、地域の活動拠点施設として重要な役割を担っている。		
管理方針	長寿命化	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。	
方針の考え方	旧法務局から払い下げを受け、平成15年度に改修した当該施設は、法定耐用年数を経過し劣化が進行している段階であるが、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられない状態である。 このため、法定耐用年数による単純更新(改築)費用122,876千円と、目標使用年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用19,623千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。 【長寿命化対策に係る優先事項】 令和5年度は、部位・部材の劣化対策として、外壁等改修工事を実施。 今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和20年度に、外壁等改修工事を実施予定。		
法定耐用年数	47 年 (平成 27 年度まで)	目標使用年数	65 年 (令和 28 年度まで)
計画期間	30 年 (平成 29 年度から 令和 28 年度まで)		
期間設定の考え方	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から31年程度は長寿命化が可能と考えられる。 ※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」等を参酌した。		

【工事履歴・計画】

[illegible]

※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。